

熱海市伊豆山字赤井谷における大規模埋土（盛土）計画について、熱海土木事務所及び東部農林事務所と協議をしたので報告します。

日 時 平成 21 年 1 月 21 日 (水) 14:00~15:15

場 所 热海土木事務所 [REDACTED]

出席者 [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏

热海土木事務所 工事課 [REDACTED]、都市計画課 [REDACTED]、企画検査課 [REDACTED]、用地管理課 [REDACTED]

[REDACTED]  
東部農林事務所 治山課 [REDACTED]

熱海市役所 [REDACTED]

#### <経緯>

風致申請 平成 18 年 10 月 2 日

風致許可 平成 19 年 4 月 12 日 1891-33 号 热海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] の一部、面積 9,446.00 m<sup>2</sup>、行為の種類 土地の形質の変更、木竹の伐採  
工期 平成 19 年 4 月 12 日から平成 20 年 4 月 12 日

平成 21 年 1 月 14 日に風致地区内行為の変更許可申請書の提出を受けた。工期延長ではあるが、当初許可時と状況が一変しており、関係各機関との調整が必要と思い [REDACTED] 氏に热海土木事務所に行くよう指示をした。その結果本日の打合せとなった。

以下に要点を記す。

東部農林事務所は、違反行為があった場所ではあるが復旧した区域であり、林地開発の許可を要する面積以下であるため法的に言ふことはない。ただし、近接区域での開発 ([REDACTED]) を行っていることもあるので相談等には応じる。

热海土木事務所は、逢初川に土砂流出を心配している。防災工事を万全にお願いしたい。

热海市は、許可の内容のとおりの施工は非常に困難であると思っているので、防災計画を含め設計変更を促したい。